

地方税統一 QR コードの活用に係る検討会  
(令和 4 年度第 1 回 ※通算第 6 回)

令和 4 年 8 月 22 日 (月)  
書面開催

[議題]

- ・構成団体より報告
- ・運用開始に向けた課題等について

[資料一覧]

資料 1 第 5 回検討会への意見・回答 (事務局)

資料 2 開催要綱 ※構成団体変更に伴う一部改正 (事務局)

資料 3-1 地方税統一 QR コードに関する資料の訂正等について

(MPN 推進協議会・運営機構)

資料 3-2 レコードフォーマットに関する QA ※第 5 回資料 8-2 の更新

(MPN 推進協議会・運営機構)

資料 4 金融機関による地方税統一 QR コード読み取りテストについて (事務局)

資料 5 今後のスケジュール (想定) (事務局)

## 地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
<b>「支払期限」経過後の取扱い</b>					
1	金融機関	資料1	項番4	回答欄 「納付書発行後10数年経過しており、・・・」とありますが、10数年経過したものとの内容を金融機関に照会いただいても、納入済通知書の保存期間が経過しており、地方団体様からの照会への回答はできないと考えます。 納入済通知書の保存は「一括伝送データ送信後数日間程度」と整理されていることから、上記のようなケースでは、地方団体様が納税者様に確認をしていただくものと考えます。	【事務局】回答が分かりづらく申し訳ありません。地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納の場合、金融機関において送信期限内に地方団体へ一括伝送データの送信を行います。通常、この伝送データの情報から地方団体において消し込み等の処理を行いますが、納付書発行後10数年経過しているような場合もあるものと考えてこの伝送データのみでは課税案件の特定が困難であるような場合もあります。そういう場合には、地方団体は金融機関に対し速やかに問合せを行い、金融機関においては、一括伝送データ送信後数日間程度（最低5営業日間）保管してある納入済通知書本体又はイメージデータ等をもとに納税義務者名等を回答するなど、地方団体に協力いただくことを想定しています。
					<b>延滞金の取扱い</b>
2	金融機関	資料1	項番3	載に記載。「なお、指定金融機関等の契約により、今後も従来の取扱いを継続することは差し支えありません。」との記載については、QRコードの付された納付書の普及に逆行する内容と考えます。 第4回の中間とりまとめの資料どおり、地方団体様が延滞金に係る納付書を別に発行する対応が原則であるとの記載に留めていただきたいと考えます。	【事務局】地方税統一QRコードの活用に係る検討会中間取りまとめ（令和4年1月）でお示ししているとおり、地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納については、地方団体が延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行することとなります。 一方、指定金融機関等の契約による延滞金の取扱いについては、個別の地方団体・金融機関の交渉の中で定められるものであり、従前の取扱いを継続することまで排除するものではありません。
3	金融機関	資料1	項番3	○本回答では、延滞金の取扱いについて「指定金融機関等の契約により、今後も従来の取扱いを継続することは差し支えないと記載されている。 本件については、「『地方税統一QRコードの活用に係る検討会』（令和3年度第1回）への意見・回答」において、「地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納については、地方団体が延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行することになります。」とされ、本検討会の中間取りまとめにおいても、「地公体が収納日をもとに延滞金にかかる納付書を別途発行する」と整理されている（「原則とする」が削除）。 統一QRコードによる窓口取扱いは、システム上・運用上ともに延滞金の徴収はできないため、地公体側に誤認がないように周知してほしい。	

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
<b>QRコード破損等による読み取エラー時の処理方法</b>					
4	金融機関	資料1	項目番8	○収納受付金融機関から指定金融機関への「取次ぎ」の場合、地方税法に基づく特定徴収金の収納ではないことから、印紙税の取扱いを含め従来の方法およびルートにより、納付書および当該地公体の徴収金を取り次ぐことになるとされている。 統一QRコードの読み取りについては、事務センターに集約する金融機関が大半と考えられるが、これら金融機関は事務センターに気付くことになる。納税者に領収書を交付した後、読み取エラーが判明して「取次ぎ」とする場合、納税者に返却済みのみならず、5年にわたる影響調査を求められるなど、各金融機関にとつて相当な影響が発生する。 このようなケースが発生し得ることを国税庁に説明し、印紙税免除や後日納付が認められるのか、同庁の見解を確認いただきたい。あるいは、税務上問題のない事務フローを検討、提示いただきたい。	【事務局】ご意見いただいたケースに係る税務上の取扱いが明確になるよう、現在、国税庁と調整を進めております。
5	地方団体	資料1	項目番26	JPQR仕様書の公開時期予定が令和4年度夏までとなっていますが、基幹システムの設計において必須の情報となるため、早期の公開を希望します。また、JPQRの公開される仕様書については具体的にどのような内容が仕様書として提示されるかご教授ください。	【キャッシュレス推進協議会】 基本的には、これまでの議論で記載の内容と大きく変わりません。早期の公開についてのご希望はありましたので、公表時期等については改めてご連絡したいと存じます。
6	地方団体			令和5年4月から全ての金融機関及び地方団体がQRコードに対応する前提で、本県を含め各地方団体は、税務システム標準化を間近に控えるなどの種々の事情がありつつも、期限に間に合うよう税基幹システムの改修等に取組んでいる。 全国の金融機関で、全地方団体の納稅ができるようになってこそ、納税者利便の実現や事務の合理化が図れるものと考えるところから、金融機関においても窓口端末や基幹システムの更改等の事情により、本格的な対応が間に合わないとしても、暫定的な方法で収納データの連係や送金ができるよう、暫定的な仕組みの提供や事務運用の検討をお願いしたい。 特にJAバンクにあっては、本県での取扱件数も多く、また指定金融機関としている地方団体も相当数あることから、窓口端末更改前であっても暫定的な対応を進めていただきたい。	【事務局】事務局においては、各金融機関の実情を踏まえた上で、QRコードへの対応可能時期についてとりまとめたところです。 それに際し、令和5年度中のQRコード対応が困難な金融機関に対しては、代替措置の実施について個々の判断をお願いさせていただいているところです。 このため、金融機関・地方団体どちらしが個別にご相談のうえ、地域の実情に応じた対応を講じただきますよう、よろしくお願ひいたします。
7	金融機関	資料7-1	3	○ゆうちょ銀行資料7-1 P3 ○ゆうちょ銀行および郵便局においては、「QRコードが印字されたカク公帳票では、今後も現行通りの処理を実施(QRコード処理は行わない)」とされているが、マル公帳票のみ対応して、カク公帳票に対するQR処理は検討しないということか。	【ゆうちょ銀行】 カク公については、当行の提供する通常払込みのサービスをご利用いただくものですので、窓口においては現行どおりカク公処理を継続します。 なお、上記の点を踏まえ、マル公の帳票をご利用いただくか、カク公の帳票をご利用いただくかは、地方団体の判断によるものと認識しております。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
8	ベンダー	資料① 資料②「07-2_【資料7-2】【地方団体向け】地方税統一QRコード納付書の作成基準（ゆうちょ銀行）.pdf」のp.6	6	上記資料①において、任意税目の中でQRコード非対応（非印刷）とする税目がある自治体様の場合に、現在お示しいた だいた作成基準ですと運用上QR様式、QR様式以外の用紙を2種類用意して使い分ける必要があり、システム印刷・プリ ンタの特性も踏まえ、自治体様の運用上対応ができる懸念がある趣旨の意見を具体例・理由を添えて提出しました。 その結果、「地方税統一QRコード活用検討会の場で、税については法令上、QRコードの印刷が可能であると認識しております。し たがって、例示頂いたケースの場合であれば、全てQRコードを印字することは可能と思料します。」 との回答をいただきましたが、自治体様が任意税目についてQRコード非対応とする意向であつても、事実上QRコード対 応せざるを得ないことになると想定され、任意税目が設定された経緯を考えますと非現実的ではないかと危惧しております。 QR様式の用紙1種に対して「任意税目はQRコードを非印刷にする」ことを許容していただけないかと考えております。 万一、上記対応が不可の理由がある場合は、今回お示しいただいた資料②の中の ⑨公金取りまとめ店欄 ⑩納付場所（裏面印刷項目と想定） ⑪納付場所（裏面印刷項目と想定） ⑫その他 (・納入済通知書下部（クリアゾーン）に「ATM読取不可」等の注意文言を表示) については、依然としてQR様式、QR様式以外の間で文言に違いがあるため、例えば以下のような対応として、文言を統 一した基準にご調整いただけないかと考えております。 ⑬公金取りまとめ店欄 「QRコードを印刷している場合：ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター、QRコードを印刷していない場合：ゆう ちょ銀行 大販貯金事務センター」等と用紙に刷込印刷する。	（納付書発行）をいただきたいところです。また、任意税目についても可能な限りQR対応を行って 頂きたいとの考えがございます。 ただし、上記運用が困難な特別な事情がある場合、マル公については、QR様式とQR以外の様式それ ぞれの基準を満たすように、下記のとおり注意事項書き分けで作成いたします。 ⑬公金取りまとめ店欄 「QRコードを印刷している場合：ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター、QRコードを印刷して いない場合：ゆうちょ銀行 **貯金事務センター」等のように表示。 ⑭納付場所（裏面印刷項目と想定） 「QRコードを印刷している場合は全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付いただけます。 QRコードを印刷していない場合は、近畿2府4県のゆうちょ銀行または郵便局で納付いただけま す。」のよう表示。 ⑮その他 「ATM読取不可」等の注意文言は削除（書き分けの場合のみ）
8	ベンダー	資料 7-2	6	資料① 2022/2/25に総務省様より展開のあった「ゆうちょ銀行地方税統一QRコード様式の作成基準」における「様式基 準への意見に対する回答.xls」の項目8の回答 資料②「07-2_【資料7-2】【地方団体向け】地方税統一QRコード納付書の作成基準（ゆうちょ銀行）.pdf」のp.6	（納付書発行）をいただきたいところです。また、任意税目についても可能な限りQR対応を行って 頂きたいとの考えがございます。 ただし、上記運用が困難な特別な事情がある場合、マル公については、QR様式とQR以外の様式それ ぞれの基準を満たすように、下記のとおり注意事項書き分けで作成いたします。 ⑬公金取りまとめ店欄 「QRコードを印刷している場合：ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター、QRコードを印刷して いない場合：ゆうちょ銀行 **貯金事務センター」等のように表示。 ⑭納付場所（裏面印刷項目と想定） 「QRコードを印刷している場合は全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付いただけます。 QRコードを印刷していない場合は、近畿2府4県のゆうちょ銀行または郵便局で納付いただけま す。」のよう表示。 ⑮その他 「ATM読取不可」等の注意文言は削除（書き分けの場合のみ）

## 地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	資料 頁	意見	回答
9	地方 団体	資料 7-2		<p>資料7-2 ゆうちょ銀行から示されているマル公様式作成基準では、取りまとめ店欄について、下記のような区分で作成するよう定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ QRコードを印字する納付書</li> <li>・ QRコードを印字しない納付書</li> <li>・ 「取りまとめ店：ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター」</li> </ul> <p>（浜松市の場合は、名古屋貯金事務センター）</p> <p>しかし、取りまとめ店の印字については、従来は1バーンしかなかったため、納付書にプレ印字で表示していた。QRコードの印字の有無により、取りまとめ店の印字をデータ印字で分岐させる場合、税システムで出力する場合も、帳票作成業者に委託する場合も、QRコードの有無の判定で印字を打ち分けるプログラムを設定するための相応の工数や費用が発生する。</p> <p>上記の取りまとめ店欄の印字場所は、領取印欄とQRコードを印字するエリアとの間のスペースが指定されているが、一定程度の非常に狭いスペースであり、ここに上記のような「取りまとめ店～事務センター」という多くの文字数を印字すると文字の大きさが非常に小さいものとなる。</p> <p>取りまとめ店の表示は、自治体の所在する地域担当の貯金事務センターを表示する1バーンにしているが、QRコードが印字されている納付書は、取りまとめ店の表示内容にかかわらず、納付書を受付した店舗の地域の「公金QR受持貯金事務センター」に回送していただく運用が応することを検討していただきたい。</p> <p>（「ATM使用不可」「ATMでは使用できません」の表示分けについても同様）</p>	<p>【ゆうちょ銀行】</p> <p>項番8の回答のとおりです。</p>
10	地方 団体	資料 7-3		<p>資料7-3 地方税統一QRコード納付書の審査申請手順（ゆうちょ銀行）P1</p> <p>ゆうちょ銀行様における読み取りテストについては、「ゆうちょ銀行様の窓口端末機等の機械処理（カク公処理）が問題なく実施できることの確認」とご記載がござりますが、地方団体から送付する納付書のQRコードのデータの内容については、本番相当のデータに準じるものではなくとも問題ないという理解でよろしいでしょうか。（例えば、QRコードの設定値については、ALL9などの便利なもので対応させて頂く等）</p>	<p>【ゆうちょ銀行】</p> <p>マル公・カク公の見本品のQRコードの設定値については、地方税統一QRコードの規格を満たす設定として頂きますようお願いします。（可能な限り本番相当のデータに基じて作成いただくことを想定しております。）</p>
11	地方 団体	資料 7-3	2	<p>資料7-3 P2 先のアンケート（2021/12/27【QR検討会】地方団体アンケート 調査表2）結果を受けての「提出期限2022年10月末」と推察します。</p> <p>当県も「見本品のご提出可能時期は2022年10月末」として回答しましたが、その前提として「地方団体とeLTAXとの運動試験が2022年10月」との機構からの案内があり、その運動試験の中でデータ作成・帳票印刷し、その帳票を見本品としてご提出する考えでした。運動試験と同時に見本品を作成すれば作業的に無駄がないからです。（運動試験までに基幹税務システムを改修→改修した基幹システムでデータ作成→eLTAXとの連動試験（データ授受）、同じデータと帳票との整合確認、見本品提供。同様の考え方の地方団体は多いと思われます。）現在、機構から「地方団体とeLTAXとの運動試験が2022年11月から変更」予定と案内されているところであり、当県としても運動試験に合わせて見本品を作成したいので、「提出期限 地方団体とeLTAXとの運動試験開始後、ゆうちょ銀行殿の許容できる期限まで」を希望します。</p>	<p>【ゆうちょ銀行】</p> <p>様式見本品の作成スケジュールにつきましては、地方団体様ごとに個別の事情があると推察します。ただし、目安となる期限感を提示すべきとの考え方から、提出期限については、現状どおり10月末とさせていただきます。</p> <p>なお、上記期限に間に合わない場合は、審査手順にも記載のとおり修正可能期限の1か月前までにご提出をいただくこととしております。ただし、当行としてもスムーズな審査を行いたいと考えますので、可能な限り速やかにご提出をいただきますよう、ご協力をお願いします。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	資料 頁	意見	回答
12	ベン ダー	資料 7-4	2	<p>QR様式の作成基準で承認された帳票を令和4年度中に使用（QRコード印字なし）と、従来のカク公・マル公と同様の範囲でお取扱いをお願いできなくなります。</p> <p>令和4年度中に基幹ベンダーを切り替えて当社に移行する団体が複数あります。令和4年度だけ使用する現在の様式基準で作成した様式と、令和5年度以降に使用するQR様式の両方に対応するのは団体の負担が大きいためです。</p>	<p>【ゆうちょ銀行】</p> <p>下記条件を満たす場合は、当行の受持ち貯金事務センターに様式承認の申請をしていただき、承認後、2022年度中であっても使用していただくことが可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○マル公           <ul style="list-style-type: none"> <li>・納付場所の記載を現行のままとする。（全国の金融機関で収納可能といった地方税統一QRコードの制度開始後の表現としない）</li> <li>・公金とりまとめ店の記載を現行のままとする。（「〇〇貯金事務センター」の記述が一般的です）</li> </ul> </li> <li>○マル公、カク公共通eLマークを表示しない。</li> </ul> <p>※ 貯金事務センターの問合せ先は、地方税統一QRコード活用検討会で開示していますので、委託元の地方団体様にご確認ください。</p>
13	ベン ダー	資料 7-4	2	<p>ゆうちょ銀行様がQRコード対応されるのは令和5年5月からとされています。</p> <p>令和5年4月はQRコード付納付書を取り扱っていただけるのでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お取扱い可能な場合、マル公は全国なのか、地域限定（現行どおり）なのか？これは全団体に影響する非常に大きな話です。</li> <li>・お取扱い不可（現行の様式）の場合、QRコード付納付書と現行納付書をセットで発送するか、「ゆうちょ銀行様で納付したい場合は、市役所まで御連絡ください。別途送付します」といった対応をするか、いずれにせよ、地方団体側は大変な対応になります。</li> </ul>	<p>【ゆうちょ銀行】</p> <p>当行で地方税統一QRコード処理が可能となるのは2023年5月以降ですが、2023年4月であっても郵便局、ゆうちょ銀行窓口で地方税統一QRコード対応の納付書による公金納付を受け付けます。</p> <p>ただし、マル公は取扱地域を限定し（現行どおり）、カク公※はカク公として全国の郵便局、ゆうちょ銀行直営店（ATMを含む）で取扱います。</p> <p>※カク公は、2023年5月以降もカク公として収納します。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
<b>MPN推進協議会・運営機構提出資料関係</b>					
14	地方 団体	資料 8- 1	資料 8 - 1 (1) (仮称) 地方税統一 QR コードを利用する帳票について ②MPN 登録金融機関での取扱いの整理 「MPN に収納機関登録している地方団体の帳票を一括伝送方式で処理する場合、OCR 読取か QR 読取かは、金融機関の判断とする」とあります。QR 印字がある場合は手数料等のこともあり基本は QR 読取で処理されると思っていましたが、読み取エラー以外に何か金融機関に選択の機会があるということでしょうか。	【事務局】金融機関・地方団体双方の事務負担軽減のため、地方税統一QRコードが印字された納付書については、原則として当該QRコードを読み取つてただくことを想定していますが、ゆうちょ銀行カク公帳票については、従前通りカク公処理を行うものと聞いています。	【MPN運営機構】 MPN一括伝送方式を導入済みの金融機関から当機構に対して、OCR読み取は禁止されるのかという照会がこれまでにありました。 上記の事務局回答のとおり、原則としてQRコードを読み取ることが想定されていますが、既に一括伝送方式を行っている各金融機関において、処理システムの仕様も考慮しつつ、2023年4月に間に合わせることやできるだけ円滑な読み取が行われるような運用を個別に検討してゆくものと推察しております。OCR、QRのどちらを読み取るかについては、金融機関の判断という認識です。
15	金融 機関	資料 8- 2	資料 8 - 2 ・QRコード破損（読み取不能）時のデータレコードの設定方法について、項目5 (04-1) のチェックディット (CD) は「固定値99」を設定することだが、当該破損時に入力においては、読み取れ CD計算 (チェック) は行う必要がないとの理解ですか。 ・QRコード通常読み取時には、CD計算 (チェック) を行うことを想定しているため、当該CDの算出口ジック (詳細) を確認したい。	【MPN運営機構】 (第1文について) ご認識のとおりです。 QRコード破損（読み取不能）時には、券面情報からデータレコードを作成することとなっていますが、QRコード格納情報は券面に全て記載されています（一括消込データに使用する83行情報では、項目5 (04-1) 税務事務所コードは券面に記載ありません）。そのため、収納機関が設定したチェックディット (CD) 値を金融機関で再現できないため、読み取則（金融機関）でのCD計算を不要とし、項目5 (04-1) と項目5 (04-9) の2か所のCDを固定値とする整理したもののです（厳密には、項目5 (04-1) のCD値は計算ができますが、一律に2か所とも計算不要としました）。 代わりに、納付書の券面情報にもどづき、一括消込データを手入力する場合の入力区分を「01」とすることにより、地方団体に対して注意喚起を促します。 なお、QRコード破損（読み取不能）時に、地方団体から83行情報もしくはQRコードの提供があった場合には、CD計算をすることが可能と思われます。この場合の入力区分は06 (OCR) と考えています。 (第2文について) 一括消込データに使用する83行部分のCDの算出ロジックは、既存のMPN仕様から変わりありません。一方、QRコード全体のCDはJPQRの仕様になります。当機構からは回答できません。 (ご参照) MPN標準帳票ガイドライン別紙「標準帳票仕様書」別紙15：郵便振替収納通知サービスのチェックディットの計算方法	

## 地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
16	金融機関	資料8-2		<p>04-3払込金額の説明部分について、「延滞金を追加して収納を受け付けた場合であっても、あくまで当初納付書に記載されていた金額を設定するよう留意されたい。」との記載があるが、第4回検討会の中間取りまとめP.4にて「地方団体は、収納受付金融機関が一括伝送フォーマットに従い送信する「収納日」（納税者が金融機関に支払った日）をもとに延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行する。」と整理されています。今回示された内容は納付書および延滞金にかかる納付書の合計2枚を受領した際に一枚ずつQRコードを読み取り、一括消込データを作成するという理解で問題ないでしょか。その他理由にて記載をされている場合は、想定される事象について具体的にお示しいただきたい。</p>	<p><b>【MPN運営機構】</b>          「今回示された内容は納付書および延滞金にかかる納付書の合計2枚を受領した際に1枚ずつQRコードを読み取り、一括消込データを作成するという理解で問題ないでしょか。」については、ご認識のとおりです。</p> <p>なお、「納期限超過後に金融機関窓口で延滞金等の計算を行い、QRコード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することはしない」（規格検討会取りまとめ）という認識であり、延滞金を追加して収納を受け付ける場合も可能性として考慮した説明といたします。</p>
17	金融機関	その他		<p>・QRコードの格納項目のコード値※一覧（コードと内容）について、早期に（4月上旬まで）にご提示をお願いしたい。間に合わない場合、システム開発が遅延する懸念があります。          ※例えば、年月日であれば、実際に存在する日付しか入らないのか、実在しない「オール0」、「オール9」、「空白」が入ることがあるかもご教示願います。</p>	<p><b>【地方税共同機構】</b>          地方税共同機構におけるシステム開発のスケジュール上、各コードの定義を4月上旬までにお示しすることは困難です。ご記載いただいた日付については、少なくとも「空白」は設定されませんが、「オール0」や「オール9」が設定される可能性は現時点では排除されないため、このことを踏まえ貴行におけるシステム設計を行っていただければ存じます。</p> <p>なお、QRコード格納項目のコード値については、令和4年度第2四半期を目途に決定することを検討しているところであります。金融機関向けの提示方法や掲載場所の詳細については検討中です。</p>
18	金融機関	資料8-2		<p>QR読み取工ラー時の券面情報に基づくデータ作成について、第5回検討会でマルチペイメント運営機構から示された「QRコードの破損時の取扱い」に準じることで確定でよいか。          また、券面情報を手入力する項目について、全て充足しない場合もデータ伝送することに問題はないか。</p>	<p><b>【地方税共同機構・MPN運営機構】</b>          前段はご認識のとおりです。          後段は地方団体における消込作業において、対象案件の特定ができる必要があります。このため、該当事象（券面汚損等により必要情報をすべて入力することが困難な事象）が生じた場合には、個別に地方団体に問い合わせる等して、案件の特定が可能な状態でデータ伝送いただく必要があります。</p>

## 地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	資料 頁	意見	回答
19	金融 機関	資料 8－ 2		<p>【資料8-2】の記載内容に誤りがある認識であり、修正いただきたい。</p> <p>【内容】</p> <p>①MPNヘッダー部の「口座振替データ伝送サービス用情報」について</p> <p>(正) オールゼロ (インターフェイス仕様書における記載)</p> <p>(誤) ALL半角スペース (資料8-2における記載)</p> <p>②幹事金融機関収納区分</p> <p>(正) 幹事金融機関のみ「1」 (インターフェイス仕様書における記載)</p> <p>※ただししみずほ銀行は現在「0」で送信</p> <p>(誤) みずほ銀行およびゆうちょ銀行以外は、「0」：それ以外 (資料8-2における記載)</p>	<p>【MPN運営機構】</p> <p>大変申し訳ございませんでした。第6回検討会資料3-1、3-2のとおり訂正および修正します。</p> <p>①MPNヘッダー部の「口座振替データ伝送サービス用情報</p> <p>36桁の半角ゼロ+8桁の半角スペース+9桁の半角ゼロ（合計53桁）</p> <p>口座振替データ伝送サービス用情報の詳細な項目及び属性はインタフェース仕様書「表4. 4-1」(p.4-21)を参照。</p> <p>②幹事金融機関収納区分</p> <p>(1) みずほ銀行およびゆうちょ銀行以外の金融機関：「0」</p> <p>(2) みずほ銀行およびゆうちょ銀行（地方税共同機構の幹事金融機関）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税共同機構と他の取扱機関をまとめた一括消込データを送信する時は「0」</li> </ul> <p>(MPNセンタは送信日とMPN取扱日が一致しない場合はエラーとする)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税共同機構のみの一括消込データを送信する時は「1」を選択可能</li> </ul> <p>(MPNセンタは送信日とMPN取扱日が一致しない場合もエラーとしない)</p>
20	金融 機関	資料 8－ 3		<p>eLTAXとの運動試験について</p>	<p>【MPN運営機構】</p> <p>(第1文について) ご認識のとおりです。</p> <p>(第2文について) MPN接続試験実施要領に従い、試験データの準備方法については、地方税共同機構と相談してまいります。</p>
21	金融 機関	資料 8－ 3		<p>eLTAXとの運動試験を行う時期・範囲・方法・手順など具体的な内容を、読取りテストとの関係性も明らかとさればご教示願いたい。</p>	<p>【事務局】読取りテストの概要については、第6回検討会資料4にてお示ししております。なお、本読取りテストは、生成されたQRコードがエラーなく適切に読み取りができる品質であることや、正しい納付情報が格納されているか等の確認が目的であり、eLTAXとの運動試験とは別趣旨となっております。</p> <p>【地方税共同機構・MPN運営機構】</p> <p>一括伝送方式対応のためのeLTAXとの運動試験については、スケジュール及び試験観点を整理の上、令和4年度第2四半期を目指させていただく予定です。</p> <p>なお、試験用の一括伝送データについては、金融機関側で必要なバージョン等をご検討いただけるよう、試験参加金融機関にて作成いただいたものを使用する想定です。また、金融機関間でのデータ重複を避けるため、83行情報中に金融機関コードを含める等の一定の条件を検討中です。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	資料 頁	意見	回答
22	金融 機関	資料 8 – 3	1	資料 8 – 3 (ご報告) eLTAXとの運動試験について ・第74回民間・地公体接続試験（2023年4月向け）は12月以降テスト開始のスケジュールを記載いたしましたが、当初のスケジュールでは1月以降開始の認識。今後調整とのことだが、1か月の前倒しは影響が大きいため。当初スケジュール通りの方向でご調整をお願いしたい。	【MPN運営機構】 第74回民間・地公体接続試験（2023年4月向け）は、機能確認試験を12月5日から、オンライン実験を1月から、クリアリング確認試験を2月から実施予定としています。MPNに接続されている金融機関の多くは共同利用型であり、1月以降のオンライン実験もしくはクリアリング確認試験にご参加いただくことを想定しています。 12月から試験開始となる機能確認試験は、自機関で通信サーバーを所有し個別に接続する形態の金融機関が必須となる試験となります。機能確認試験が必要な金融機関とは個別に意向を確認させていただきます。
23	金融 機関	資料 8 – 3		2023年4月開始に間に合わない金融機関に関しての接続試験について前回検討会で確認したが回答をいたしていないため、遅延する機関はどうなスケジュールにて対応することになるのかお示しいただきたい。今後の開発スケジュールに影響があると考えている。	【地方税共同機構】 R5年4月以降ご参加の皆様への募集については別途調整が必要と認識しています。 日本マルチペイメントネットワーク運営機構様など関係者との調整の上、スケジュール等決定次第情報発信させて頂きます。 【MPN運営機構】 金融機関様と地方税共同機構様でご調整いただき、開始時期に合わせて試験を実施いただくと理解しております。なお、MPNとしては、一括伝送方式を新規に開始される場合は、個別接続型金融機関であれば、年4回開催している定期接続試験への参加が必須となり、共同利用センター利用型金融機関では試験実施は任意であり、定期試験ではなく隨時試験での実施でも問題ありません。
24	金融 機関	資料 1 0 – 1		一括伝送方式の募集方法・スケジュール等について、2023年4月の開始に間に合わず対応開始が遅延する機関は、掲載のスケジュール（契約書類掲載・募集開始：R4年7～8月、申込：R4年11～12月）で対応しなくてもよい。	【地方税共同機構】 R5年4月スタート」の金融機関様向けのスケジュールであり、ご認識頂いている通りです。
25	地方 団体	資料 1 2	3	資料 1 2 「地方団体とeLTAXとの運動試験が2022年11月からに変更」予定と認識していますが、「2022年12月からに変更」になるということでしょうか？運動試験が後倒しになることは歓迎ですが、そうであれば、明確に地方団体へのアナウンスをお願いしたいところです。基幹税務システムの改修契約（2022年4月1日予定）の条件に係ることもあり、できるだけ早めのアナウンスを希望します。	【地方税共同機構】 ネットワーク検証試験を令和4年11月に、団体運動試験を令和5年12月～令和5年2月とすることを想定しております。 地方団体の皆様へのアナウンスにつきましては、eLTAXホームページにおいて、「地方税共通納税システム対象税目拡大に係る特設ページ」を開設しており、当該ページにて各種ドキュメントを含めて情報発信させていただきます。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
<b>日本代理収納サービス協会提出資料関係</b>					
<b>地方税共同機構提出資料関係</b>					
26	金融機関	資料 9	1	資料 9 ・地方税統一QRコードの印字場所について、「コンビニエンスストア等収納用のバーコード印字場所からできるだけ離した場所とする。」とのことだが、離した場所の基準はあるのか。 ・QRコードとバーコードの印字位置関係（できるだけ離した場所にあるか否か）はゆうちょ銀行の様式審査で確認しませんのでご承知ください。	【代理収納サービス協会】 「離した場所」の具体的な基準までは設けていません。 ゆうちょ銀行の様式審査の件は承知いたしました。ゆうちょ銀行の基準に沿っていれば問題ないと考えております。
27	金融機関	資料 10	3	資料 10 ・案件特定キー等の記載場所について、「[MPN標準帳票]のレイアウトにおける「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」及び「納付区分」の欄に、案件特定キー等を記載する」との記載があるが、MPN標準帳票上の収納機関番号・納付番号・確認番号・納付区分の各項目の名称は変更せず、従来通りとするという認識でよいか。収納機関番号等の名称が変わってしまうと、ペイジー利用者がATM等で納付する際、混乱してしまう可能性があるため確認しておきたい。	【地方税共同機構】ご認識のとおりです。
28	金融機関	資料 10	3	資料 10 ・「地方公共団体コードとMPNの収納機関番号が異なる場合には、MPNの収納機関番号を記載する。(MPNの収納機関番号を共通納税用に利用する)。」とあるが、MPNにおける納付番号、確認番号および納付区分と、QRコード収納の案件特定キー、確認番号および税目・料金番号は必ず一致するという理解でよいか。	【地方税共同機構】ご認識のとおりです。
29	金融機関	資料 10	3	資料 10 ・納付書のQRコード裏面に文字等の印刷があつた場合画像取込する際に裏面の文字が透けて、QRコードと重なるために、金融機関側でのOCR処理の精度や速度が低下するケースがある。そのため、納付書の記載方法等に関する取りまとめにおいて、QRコードの裏面は原則余白とするこを推奨いただくことをご検討いただきたい。	【事務局】金融機関からの聞き取りによれば、現在のOCRラインの読み取りに関して、裏面に文字等の記載がある場合、OCR処理の精度や速度に影響を及ぼす実態があるとのことから、QRコードの読み取りに関しても影響を及ぼす可能性が否定できないと想定しております。 このため、QRコードの裏面に文字等の記載を検討している地方団体においては、可能な範囲で早期に金融機関と調整のうえ読み取りテストを実施し、処理精度や速度への影響有無について確認することが望ましく、そのうえで、影響があることが確認されれば、納付書裏面の記載を修正（削除）する等し、改めて読み取りテストを実施し、影響の解消に努めるようお願いします。 なお、「QRコードの裏面は原則余白とするこを推奨」すべきかについては、上記の早期の読み取りテストの結果等を踏まえた上で、必要な対応を検討します。

## 地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	資料 頁	意見	回答
30	金融 機関 資料 10	資料 10	資料 10	資料10 ・当方はこれまで、QRコードに設定される「団体番号」は地方公共団体コードとの認識で、システム開発を行っています。 今回の資料で「団体番号」に「地方公共団体コード」以外の「共通納税機関コード」が設定されることがあるとの記載がありますが、その場合は「団体番号」に設定するコード値の一覧（コードと内容）を早期に（4月上旬まで）にご提示願います。	【地方税共同機構】 地方税共同機構におけるシステム開発のスケジュール上、各コードの定義を4月上旬までにお示しすることは困難なため、個別に調整させていただければと存じます。 なお、QRコード格納項目のコード値については、令和4年度第2四半期を目途に決定することを検討しているところです。金融機関向けの提示方法や掲載場所の詳細については検討中です。
31	金融 機関 その 他			地方税統一QRコード格納項目「07期別」に関して、「全期」の場合どのように入力されるのか等、定義を明確化していただきたい。 加えて、自治体ごとに異なる定義とならないよう、統一したルールを定めていただきたい	【地方税共同機構】 全期前納の場合のコード値を含め、期別のコード値については地方団体に対して統一したものとして提示いたします。
32	金融 機関 資料 10			納付書に記載する文言・マークの刷色等について記載があるが、「地方税統一QRコード」自体の刷色に関するQRコードの認識率を高めるため、「黒色」で印字することを必須としていただきたい。	【地方税共同機構】 「地方税統一QRコード」の刷色に関しては、地方団体向けのドキュメントにおいて「黒色」で印字することを必須としています。
33	金融 機関 その 他			共通納税対応納付書を示す記号として「eLマーク」が原則記載されると認識している。この「eLマーク」が記載される納付書には、eL番号の記載が必須と理解しているが、QRコードの印字は必須ではなく、「eLマーク」が付されているからといってQRコードが必ず印字されているわけではないという認識で相違ないか確認させていただきたい。	【地方税共同機構】 ご認識のとおりです。 eLマークが記載されている場合、eL-QRが記載されていないパターンの納付書は存在します。eLマークは地方税お支払サイトで納付可能な納付書であることを示すものと整理しております。 なお、ご質問に記載のとおり、eLマークの記載は原則記載するものとしていますが、納品済の納付書等のやむを得ない場合は記載しないことも許容しています。

## 地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
34	地方団体	資料別紙	10	<p>「Pay-easy（ペイジー）」取扱サービス取扱に係る追加・変更申込書2.取扱条件の収納委託料について、ページ左上に赤字で「なお、収納委託手数料につきましては、令和5年4月の運用開始後、関係者の意見を聞きつつ、見直すことを考えています。」とありますので、今後の見直しにあたって意見いたします。</p> <p>現在稼働している地方税共通納税システムの手数料単価（33円/件（税別））と同額であるのは高いのではないかと考えています。</p> <p>理由としては、既存の地方税共通納税システムでは支払の可否や有効期限等を確認されたうえで納付操作がされていた認識ですが、今回の一括伝送方式においては、事前の支払可否などを確認せずに支払がなされたため、過誤納処理に係る地方団体側の作業は改善されません。</p> <p>既にMPNやクレジット払いを導入済の団体に納付する納税者にとっては、大企業などの一部納税者を除き、今回の税目拡大はメリットが見出せていないなか、もし33円の現行料金から上がる場合、業務効率の向上や市民全般への利用者利便に繋るようメリットがないため、財政当局への説明がつかない状況です。</p> <p>また、これまでの申告税目や個人住民税特徴分の納付に関しては複数地方団体分や複数納期分を一括納付することによる割り勘効果が期待できましたが、今回的方式では割り勘効果が見込めず、納付書1枚ごとに33円の費用負担が発生することから、地方団体側の負担が激増します。</p> <p>（もちろん、これまでの納付処理を実施したいたい金融機関様も多いため、金融機関の皆様も様々な事情がおありだと思いますが）金融機関様にとっても、これまでの納付済通知書の仕分け、配送といった業務は改善されるものだと思いますので、全ての納付書がQR対応となつたタイミングなどにおいては、手数料単価の適減についても前向きに検討いただきますようお願いいたします。</p>	<p>【地方税共同機構】</p> <p>今回、地方税共同機構が募集する一括伝送方式の手数料については、現在、一括伝送方式による収納を行っている地方団体の例を参考として、33円/件（税別）と決定しました。</p> <p>これは、一括伝送方式の実績に基づいた合理的な積算が難しく、また、令和5年4月より地方税統一QRコードによる納付を開始するという極めて短期間での対応が求められていることによるものです。</p> <p>なお、手数料については、地方団体並びに金融機関から意見もいただいていることから、令和5年4月の運用開始以降、これを見直すことを考えますが、その際には、金融機関よりコスト分析に必要な地方税統一QRコードによる一括伝送方式の取扱い実績等を提示いただき実績等を提示いただきたいと思います。</p>
35	地方団体	資料別紙	10	<p>資料10（別紙）吹き出し</p> <p>「収納委託手数料につきましては、…見直すことを考えています。」</p> <p>金融機関の窓口収納は、実質的に無償又は廉価な手数料で行つていただいているが、今回の地方税統一QRコードの導入に伴い、33円/件の費用負担が発生することとなる。</p> <p>現状の取扱いに課題があることは十分認識しているものの、税基幹システムの改修コストに加え、収納委託手数料として、地方団体にとって大きな財政負担が発生することについて、今回呈示された単価水準であつても予算措置等に苦慮するところであります。</p> <p>移動開始から一定期間が経過した後には、その時の財政状況等を踏まえた手数料水準の見直しの必要性は理解するものの、見直しに当たっては、こうした地方団体の実情・意見も踏まえ慎重に検討いただきたい。</p>	

## 地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
36	金融機関	資料 1 0 別紙		<p>一括伝送方式に係る事前取決め事項において定められた収納委託手数料は既存のMPNによる収納手数料水準と同様という認識であるが、本制度については、必ず窓口での事務処理が生じるものであり、既存のMPNオンライン取扱やダイレクト方式と比較し金融機関の事務コストは過大となる。加えて、各金融機関において本制度に対応するため大規模なシステム改修が必要となる。</p> <p>本制度は地方団体・金融機関の双方の事務効率化を目的に地方税取扱を電子化する取組と認識しており、また、納税者の利便性向上に資することから当業態としても前向きに取り組む方針であるが、一方、金融機関においては統的に地方税収納業務を継続していくことには適正な経費をご負担いただく必要があると考える。</p> <p>今般提示いただいた手数料水準は金融機関側の事務負担から見て適正なものといい難く、また、積算根拠もご提示いただけていない。また、手数料水準の見直しに言及されているものの、見直し時期や検討プロセスについては定められておらず、金融機関における地方税取扱の業務経緯に懸念が生じるものとなっている。</p> <p>本制度の効果を最大化するためにも可能な限り多くの金融機関の参加が望まれることであるが、提示いただいた手数料水準では本制度に対応しないという経営判断を行う金融機関も生じる恐れがある。</p> <p>なお、令和3年6月18日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「総務省は、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す。」と明記されたものと認識している。</p> <p>こうしたことから、収納委託手数料についてはご再考いただきようお願いいたします。</p>	
37	金融機関	資料 1 0 別紙		<p>① 地方税共同機構が金融機関に収納委託手数料を提示する際には、金融機関の理解が得られるように、手数料の算出根拠、検討過程等などについて、丁寧に説明いただきたい。</p> <p>② 取扱条件として提示された収納委託手数料は、同様の業務を行うコンビニエンスストアの水準に比べかなり低く、金融機関の入会費等のコストを勘案したものとは言い難く、金融機関の地方税窓口収納業務の持続性を確保するためにも金融機関の処理コストに見合う手数料を設定いただきたい。</p>	
38	金融機関	資料 1 0 別紙		<p>左肩挙書き部『なお、収納委託手数料につきましては、令和5年4月の運用開始後、関係者の意見を聞きつつ、見直すことを考えています。』について</p> <p>運用開始後には本取扱いに係るコストが実績値として把握可能となり、適正な手数料水準についても明らかになると思われます。つきましては、運用開始後に改めて手数料について意見聴取の機会を設けることを明記の上、その実施時期も示していただきたいです。</p>	
39	金融機関	資料 1 0 別紙		<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納委託手数料が33円/件（税別）のことだが、金融機関のコストに配慮した手数料にしていただきたい。金融機関のコストについては、全銀協の調査結果では、平均値401円、中央値296円となっており、コストと手数料が大幅にかけ離れていることから再考いただきたい。</li> <li>・「なお、収納委託手数料につきましては、令和5年4月の運用開始後、関係者の意見を聞きつつ、見直すことを考えています。」とのことだが、令和5年4月の運用開始後ではなく、現時点で再考いただきたい。</li> </ul>	

## 地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
40	金融機関	資料別紙	1 0	<p>「なお、収納委託手数料につきましては、令和5年4月の運用開始後、関係者の意見を聞きつつ、見直すことを考えています。」とあるが、令和5年4月以後、可能な限り速やかに具体的な検討に着手することが肝要と考えられるなか、検討主体であるJTAに対し、今から準備をしていただくことは非常に重要と考えられるため、JTAに対し、①見直しの開始時期（例えば令和6年度初）、②検討主体と参加者（QR活用検討会の枠組みとするのか、別の検討体とするかを含む）、③見直す際の検討方法のたたき台（例えば金融機関側と地公体側のコスト算出の基準をどう考えるか）について提示すること、また、その提示をいつまで行うかについても提示することを求めてはどうか。</p>	
41	金融機関	資料別紙	1 0	<p>○本申込書のひな型において、収納委託手数料が1件33円（税別）と記載されているが、本手数料水準は、ペイジー公金収納における非対面取引（インターネットバンキング、ATM等）と同額であり、窓口対応の入件費が一切考慮されていない。また、類似の業務であるコンビニ収納の手数料水準ともバランスを欠くものであり、到底容認できるものではない。こうした手数料水準では、地方税統一QRコードによる窓口収納に対応しない金融機関も出かねない。</p> <p>○統一QRコードによる窓口収納の委託手数料については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①窓口対応に係る人件費を考慮すること、少なくともコンビニ収納の手数料水準を発射台とすること</li> <li>②本業務開始後のしかるべきタイミングで、金融機関におけるコストの実態を踏まえて更なる見直しを行うことが不可欠であり、再考を求める。</li> </ul> <p>○また、業務開始後の手数料水準の見直しについては、見直しの具体的な時期、方法を示すことが不可欠であり、収納委託金融機関の公募前に必ず示していただきたい。</p>	

## 地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
<b>キャッシュレス推進協議会提出資料関係</b>					
42	地方 団体	資料 1 1	CRCの計算についてご記載がありますが、「文字コードは「UTF-8」を利用する」「計算を行う対象範囲をUTF-8の文字コードのバイナリで捉え、先頭から1バイトずつ処理を行う」と記載がございます。	【キャッシュレス推進協議会】現状のQRコードへの格納情報は数字のみで構成されるため、この場合、Shift-JISとUTF-8において文字コードの違いはないと認識します。他方、今後の拡張領域の使い方によっては、違いが生じる可能性があるため、当方としては「UTF-8」として処理していただきたいとしております。	
<b>証券の取扱いについて</b>					
43	金融 機関	資料 1 2	・地方税統一QRコードの付された公金と同様に、指定金融機関、収納代理金融機関等として公金納付時に受け付ける証券についても、証券の取扱いを行わないよう統一してもらいたい。 <理由> ・政府、産業界、金融界が一体となって取り組んでいる、2026年度末の手形・小切手の電子化を推進するため、eLTAX等の代替手段による納税にシフトするインセンティブを働きかせたい。 ・地方税統一QRコードが付された公金のみ証券の取扱いを行わないとすると、QR以外の公金とQR分の公金の合計金額の小切手を持参された納税者の納税をお断りする必要が生じ、納税者の利便性を損なうと共に、苦情の発生要因となる。(歳入金との合算時も同様) ・地方税統一QRコードが付された公金のみ証券の取扱いが不可となることは、郵便局の窓口にとつて分かれにくく、窓口での誤取扱いを誘発する懸念がある。 また、窓口での誤取扱いを検知するため、後方（貯金事務センター）で検査をする必要が生じ、効率的な事務処理の実現が図られない。	【事務局】指定金融機関等における証券の取扱いについて、いただいた御意見については制度所管部とも共有してまいります。	

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
<b>地方団体・金融機関に対する調査について</b>					
44	金融機関	資料12	1	【事務局】地方税共同機構の取納委託事務契約に係る承諾・回答書提出（11月～12月までを予定）の後に調査・取りまとめを行うことは、読取りテスト等における地方団体・金融機関の連絡調整に支障が生じるものと考えられるため、今の時点で調査を行つたものです。 また、金融機関や地方税共同機構が共通して確認すべき事項や確認したい事項の洗い出しについては、検討会構成団体の皆様にご意見をいただき、それらを反映した調査票とさせていただいた認識です。 なお、ご意見も踏まえ、回答困難な項目については、検討中との回答もやむを得ないと考えており、その旨調査票に明記しています。	
45	金融機関	資料12	2	【事務局】ご意見を踏まえ、調査依頼の事務連絡において、調査の趣旨等を丁寧に説明したうえで、調査を実施しました。	
<b>納付可能な金融機関の周知</b>					
46	金融機関	その他		【事務局】納付書の記載内容については各地方団体においてご検討いただくものですが、QRコードによる取納が可能な金融機関について記述する場合は、対象となる金融機関が多岐にわたるため、例えば対応可能な金融機関について記載された地方税共同機構のホームページをご案内いただくなどの手法を考えられます。  【地方税共同機構】 例えば、金融機関の対応状況について地方税共同機構のホームページ等に掲載するとともに、納付書へ記載する支払可能な金融機関については、指定金融機関を含む主要な金融機関を記載いただき、詳細な一覧は前記ホームページをご案内いただくような方法が考えられます。 なお、記載内容の詳細については、各地方団体において判断されるものと考えます。	

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
その他					
47	金融機関 その他	「地方税統一QRコード」による収納の開始（eLTAXにおけるシステムリリース）は2023年4月3日という認識だが、当該日以前に「地方税統一QRコード」が印字された納付書が納税者に送付される可能性があると考えている。このため、誤つてシステムリリース日前（2023年4月3日前）に収納を受付け、MPNを介してeLTAX宛てにデータ送信を行う可能性が想定されるが、この場合のeLTAXの挙動についてご教示いただきたい。工業ラーニングで受付金融機関に返却される等となるか。		【地方税共同機構】 eLTAXとしては2023年4月3日以前であっても、一括伝送データが送信された場合は、システム的に正常なデータとして処理されます。	
48	金融機関 その他	「地方税統一QRコード」の活用に係る検討会中間とりまとめ（令和4年1月）において、金融機関が受け取る納付済通知書および原符の表面には地方税統一QRコード以外のQRコードを印字しない、としていただいていますが、この済通・原符の範囲は地方税に限らず、およそ自治体の発行する全ての納付書、すなわち公金に関する納付書等も範囲に含まれるという理解で相違ないか。		【事務局】地方税の納付書については、地方税統一QRコードの活用に係る検討会中間取りまとめ（令和4年1月）でお示ししているとおり、地方税統一QRコード以外のQRコードを表面（特に納入済通知書及び原符）に印字しないこととしています。 他方、地方税以外の公金の納付書等に関しては、上記の範疇外であり、各地方団体の裁量と考えます。	
49	金融機関 その他	QRコードに格納される「案件特定キー」および「確認番号」の採番に關し、地方団体宛てに基本的な考え方を発信しているか確認させていただきたい。 特に固定資産税において、期別にユニークな案件特定キー・確認番号が採番される考え方となっているか確認させていただきたい。		【地方税共同機構】 地方団体に対しては、納付書を共通納稅機關コード・案件特定キー・確認番号・税目料金番号の4つの情報によって一意に特定できるように発信しています。期別ごとの納付書に対してユニークな番号の組み合わせが採番されることとなります。 なお、4つの情報の組み合わせによってユニークとなりますので、例えば案件特定キーのみに着目した場合には同一の番号が複数の納付書で使用される可能性はあります。	

令和3年9月6日  
改正：令和4年8月22日

## 地方税統一QRコードの活用に係る検討会 開催要綱

### 1. 趣旨・目的

地方団体においては、関係機関における事務負担の軽減及び納税者の利便性向上のため、令和5年度から地方税の納付書に地方税統一QRコードを付すこととし、その規格について、「地方税におけるQRコード規格に係る検討会」（事務局：総務省及び全国銀行協会）において検討が行われ、令和3年6月に取りまとめを公表した。

令和5年度からの地方税統一QRコードの活用開始に向けて、関係機関間で調整が必要な事項について検討・情報共有を行うため、地方税統一QRコードの活用に係る検討会（以下「検討会」という。）を開催するものとする。

### 2. 検討事項

検討会においては、地方税統一QRコードの活用に向け、関係機関間で調整が必要な事項について検討・情報共有を行う。

### 3. 検討会構成員

#### 【メンバー】

所属	内訳
地方団体関係	東京都、愛知県、福岡県、仙台市(※)、横浜市、浜松市、神戸市、前橋市、三鷹市、豊橋市、東海市、川西市、高松市、庄内町、津幡町、宇多津町、飛島村 <u>※仙台市は令和4年7月末まで</u>
金融機関関係	全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、労働金庫連合会、農林中央金庫、ゆうちょ銀行
事業者関係	キャッシュレス推進協議会、日本マルチペイメントネットワーク運営機構、日本代理収納サービス協会
国等	総務省、地方税共同機構

#### 【オブザーバー】

所属	内訳
地方団体関係	全国知事会、全国市長会、全国町村会
ベンダー	富士通 Japan、日本電気、日立製作所、日本電子計算、TKC、RKKCS、NTTデータ
国等	金融庁

#### **4. 運営**

本検討会の事務局は、総務省及び全国銀行協会が担う。地方税共同機構は、必要な協力を  
行う。

#### **5. 開催期間**

令和3年9月以降、本検討会が解散を決議するまでの間

#### **6. その他**

本検討会は非公開とする。

資料および議事要旨は原則公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合など、検討会において必要と認める場合については非公  
開とする。

以 上



## 地方税統一QRコードに関する資料の訂正等について

第5回地方税統一QRコードの活用に係る検討会へ提出した「地方税統一QRコードを利用した収納データのMPN一括消込データのセット内容について（2022年3月）」（資料8-2）について、記載内容に誤りがあつたため(1)のとおり訂正する（なお、MPN参加金融機関には、本訂正をMPN運営機構第6回理事会（7月25日書面開催）で報告済みである）。

また、あわせてインタフェース仕様書第4.8版（2022年5月30日改訂）の改訂内容、機関からの問合せ内容を踏まえ(2)の項目を更新し、2022年8月版とした。  
今後、本資料は機関からの問合せ内容などを適宜に反映させる。

- (1) 訂正箇所  
・ MPNヘッダ一部項目番7 「口座振替データ伝送サービス用情報」

			金融機関からの照会および回答
設定内容	属性	訂正前	訂正後
統一QRの場合は何を入力するのか? ⇒ ALL半角スペース	(空白)	未使用	未使用
統一QRの場合何を入力するのか? ⇒ 36桁の半角ゼロ+8桁の半角スペース+9桁の半角ゼロ (合計53桁) 属性はインタフェース仕様書「表4. 4-1」(p.4-21)を参照。	n36+an8+n9		

※下線部を訂正する。



## 地方税統一QRコードに関する資料の訂正等について

(2)更新箇所  
第5回地方税統一QRコードの活用に係る検討会時（2022年3月版）から以下の項目を更新している。

- ① インタフェース仕様書第4.8版の改訂内容の反映  
・データレコード項番11 「金融機関店舗コード」  
・データレコード項番17 「チャネル区分2」

② 機関からの問合せ内容の反映

- ・MPNヘッダ一部項目番9 「幹事金融機関収納区分」
- ・ヘッダレコード項目番4 「収納機関コード」
- ・データレコード項目番5 「税目・料金番号」
- ・データレコード項目番13 「金融機関処理口」
- ・データレコード項目番14 「金融機関処理通番」

## 地方税統一QRコードを利用した収納データのMPN一括消込データのセット内容について（2022年8月更新）

日本マルチペイメントネットワーク運営機構

※記載を変更した項の欄外に○に付し、変更箇所を赤文字とする。

## ■ MPNヘッダー部【一括消込データ】(IF仕様書 表5.10.2-1)

項目番号	項目	属性	設定内容
1	レコード識別子	an7	・'MPN△HDR'（△はスペース）
2	データ識別コード	an5	・一括消込データの識別コード ・'MPN01'
3	被仕向けセンターコード	an10	スペース
4	仕向けセンターコード	an10	送信元金融機関又は共同利用センタのセンターコード
5	送信日	n8	金融機関送信日付
6	MPN取扱日	n8	オールゼロ
○ 7	口座振替データ伝送サービス用情報	n36 +an8 +n9	未使用
8	レコード長	n3	'200'
○ 9	幹事金融機関収納区分	n1	'1':幹事金融機関のみ '0':それ以外
10	予備	n95	スペース

金融機関からの照会および回答
⇒MPNセンターが地方税共同機構へ転送時に設定する (送信先収納機関または共同利用センタのセンターコード)
⇒MPNセンターが地方税共同機構へ転送時に設定する (MPNセンターがデータを整理した日付) 統一QRの場合は何を入力するのか? ⇒3桁の半角ゼロ+8桁の半角スペース+9桁の半角ゼロ（合計53桁） 口座振替データ伝送サービス用情報の詳細な項目及び属性はインタフェース仕様書 「表4.4-1」(p.4-21)を参照。
統一QRの場合は何を入力するのか? ⇒①みずほ銀行およびゆうちょ銀行以外の金融機関: 「0」 ②みずほ銀行およびゆうちょ銀行（地方税共同機構の幹事金融機関）の場合 ・地方税共同機構と他の収納機関をまとめた一括消込データを送信する時は「0」 (MPNセンターは送信日とMPN取扱日が一致しない場合はエラーとする) ・地方税共同機構ののみの一括消込データを送信する時は「1」を選択可能 (MPNセンターは送信日とMPN取扱日が一致しない場合もエラーとしない)
統一QRの場合は何を入力するのか? ⇒ご認識のとおりです。

## ■サブファイル：ヘッダレコード【一括消込データ】(IF仕様書 表5.10.2-2)

項目番号	項目	属性	設定内容
1	データ区分	n1	'*1': ヘッダーレコード
2	データ識別コード	an5	'MPN01':一括消込データ
3	コード区分	n1	'*0': JIS
○ 4	収納機関コード	an8	・収納機関の機関コード
5	金融機関コード	n8	・収納金融機関の機関コード
6	入金日	n8	・収納機関が民間の場合：取り決めた入金日を設定 ・収納機関が地公体の場合：オールゼロを設定
7	納付金区分	n2	'*01': 一般料金 '*02': 地方税、地公体料金
8	金融機関任意情報	an10	・金融機関が任意に使用可能 (未使用時はスペース) ※サブファイルの識別として使用する場合、事前に収納機関と取り決める。
9	予備	an157	・スペース

金融機関からの照会および回答
地方税共同機構の収納機関番号でよいのか? ⇒1380000となります。※ 収納機関番号 (13800) + サブID (000固定)
地方税共同機構の場合も「ALL ZERO」でよいのか? ⇒ご認識のとおりです。
'*02'をセットすることでよいか? ⇒'*02'をセットする 統一QRの場合は何をセットするのか? ⇒ALL半角スペース
統一QRの場合は何を入力するのか? ⇒ご認識のとおりです。

## ■サブファイル：データレコード【一括消込データ：地方税、地公体料金用】(IF仕様書 表5.10.2-3b および QR規格取りまとめ資料（青色網掛け部）)

項目番号	項目	属性	設定内容	QRコード破損（読み取れず）時の取扱い ※納付書券面の確認イメージについては別紙を参考
1	データ区分	n1	'*2': データレコード	***
2	チャネル区分	n2	'*10': 一括伝送方式	***
3	納付金区分	n2	'*02': 地方税、地公体料金	***
4	入力区分	n2	・金融機関事務センター等における入力方式 ・'06': QR	'*01': ミニマム入力 QRコード破損時に、納付書の券面情報をもとづき、一括消込データを手入力する場合 '*06': QR QRコード破損時に、地方団体から83桁情報をQRコード情報を受領し、その情報から一括消込データを作成する場合
5	収納識別情報	an90	利用者、請求書等を特定するためのキー情報 (OCR情報を読み取り1枚目、2枚目の順で設定)	***
○ 04-1	チェックディジット	2		固定値（「99」）を設定する。
	記号番号	11	便宜的にALL 0を設定	固定値（「000000000000」ゼロ11桁）を設定する。 納付書券面に記載された納付金額を確認して設定する。
	払込金額	11	今回納付額合計 桁数が不足する場合は、右詰、前ゼロ埋め	桁数が不足する場合は、右詰、前ゼロ埋めとする。 ※溢淵金を追加して収納を受け付けた場合であっても、あくまで当初納付書に記載されている金額を設定するよう留意されたい。 ※納付書券面の確認イメージについては別紙を参考とされたい。
	料金負担区分	1	手数料の負担者を識別する項目。"2"（加入料負担）を設定	固定値（「2」）を設定する。
	機関ID（収納機関番号）	5	地方税共同機構とMPNの収納機関とする番号「13800」	固定値（「13800」）を設定する。
	印紙税の要否の別	1	領収書への印紙の要否を識別する項目。"0"（不要）を設定	固定値（「0」）を設定する。
○ 04-7	税目・料金（納付区分）	3	税目を識別するための税目・料金番号	納付書券面に記載された税目料金番号（3桁）を確認して設定する。 ※MPN帳票とそれ以外の帳票における記載方法に留意されたい。
加入者 使用形	04-8 拡張領域	5	便宜的にALL 0を設定	固定値（「00000」ゼロ5桁）を設定する。
	04-9 チェックディジット	2		固定値（「99」）を設定する。
	04-10 案件特定キー	20	地方団体が付番する案件特定キー番号	納付書券面に記載された案件特定キーを確認して設定する。 桁数が不足する場合は、右詰、前ゼロ埋めとする。 ※MPN帳票とそれ以外の帳票における記載方法に留意されたい。
	04-11 識別番号	6	地方団体が採番する確認番号	納付書券面に記載された確認番号を確認して設定する。 桁数が不足する場合は右詰、前ゼロ埋めとする。 ※MPN帳票とそれ以外の帳票における記載方法に留意されたい。
	04-12 eTAX利用領域	1	"0"を設定	固定値（「0」）を設定する。
	04-13 団体番号	5	共通納税機関コード	納付書券面に記載された収納機関番号（共通納税機関コード）を確認して設定する。 ※MPN帳票とそれ以外の帳票における記載方法に留意されたい。 ※地方税共同機構による仕様検討の結果、地方公共団体コードと異なる値が設定される場合があるとの留意されたい（MPN加入済みの地方団体の場合は、MPNの収納機関番号の流用を許容する）。
	04-14 税務事務所コード	3	税務事務所コード	固定値（「000」）を設定する。 ※納付書券面上では識別できない情報のため、固定値を設定する。 ※地方団体側が納付書の特定のために利用する情報ではないため、固定値の設定とす。
	04-15 拡張領域	7	便宜的にALL 0を設定	固定値（「0000000」ゼロ7桁）を設定する。
	未使用領域	7	収納識別情報（90桁）の残り（7桁）は半角スペースで埋める	***

金融機関からの照会および回答
MPNセンターでの確認イメージをするか? ⇒MPNセンターでは本項目を読み取り、データレコードの項目16「税目・料金番号」に設定しますが、税目・料金番号の妥当性の確認はしません。
MPNセンターでの確認イメージをするか? ⇒ご認識のとおりです。

6	収納金額	n11	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者から収納した金額</li> <li>納付額+延滞金</li> <li>桁数が不足する場合は、右詰、前ゼロ埋め</li> </ul>	***	<p>統一QRコードの場合は延滞金は不要でよいか? ⇒当該運用では、地方税統一QRからセットの場合、「納付額」としてQRコード格納金額（地方税統一QRコード格納項目の項目番号4-払込金額）をセッティングする想定です （※再発行された場合など、本税と延滞金が記載された納付書についても、その合計額が払込金額としてQRに格納されるので、当該金額を「納付額」にセッティングする）。</p> <p>（※）第2回QR活用検討会配付資料「個別の地方団体・金融機関の交渉の中で、從前の取扱いを継続することまで排除するものではありませんが、地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納については、地方団体が延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行することになります。」</p>
7	納付額	n11	<ul style="list-style-type: none"> <li>OCR情報（またはバーコード情報）から読み取った金額</li> <li>桁数が不足する場合は、右詰、前ゼロ埋め</li> </ul>	***	<p>統一QRコードから読み取った金額でよいか? ⇒認識とのとおりです。</p>
8	延滞金	n8	<ul style="list-style-type: none"> <li>延滞金がある場合、金額を個別に設定</li> <li>未使用時はオールゼロ</li> </ul>	***	<p>一律セット不要（または「0」をセット）ということでおいか? ⇒'00000000'をセットします。</p>
9	予備	n12	<ul style="list-style-type: none"> <li>オールゼロ</li> </ul>	***	
10	他店券金額	n11	<ul style="list-style-type: none"> <li>他店券で支払われた金額を個別に設定</li> <li>未使用時はオールゼロ</li> </ul>	***	
○ 11	金融機関店舗コード	n6	<ul style="list-style-type: none"> <li>収納を行った金融機関の店舗を表すコード（金融機関の任意項目）</li> <li>未使用時はオールゼロ</li> </ul>	***	<p>・MPN一括伝送ルートでのインターネットバンキング、スマホ収納が許容されるとした場合、セット方法は？ ⇒(1)B、スマホからの一括伝送方式も許容されます（データ作成方法は各金融機関のご判断となります）。 (2)MPNセンターのシステム上はどのようなコードでも問題なく、オールゼロで問題ありません。利用される場合は店舗、事務センター等で重ならない番号などを各金融機関で割り当ててください。</p> <p>・実在の店舗コードをセットするのが通常運用である、とならないことを確定したい。 ⇒インフェース仕様書第4.8版（2022年5月30日改訂）において、店舗コードの入力は金融機関の任意であると明記しました。</p> <p>・事務センターで一括処理をおこなう場合、当該コードは受付した窓口の支店コードとなるのか、事務センターの支店コードとなるのか ⇒本項目は、受付した窓口の支店コードを想定した項目ですが、どのコードでも問題ございません。</p>
12	収納日	n8	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が金融機関チャネルにおいて支払いを行なった日付を個別に設定</li> </ul>	***	
○ 13	金融機関処理日	n8	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関事務センタ等で入力処理を行なった日付</li> </ul>	***	<p>・MPN一括伝送ルートでのインターネットバンキング、スマホ収納が許容されるとした場合、セット方法は？ ⇒IF仕様書にて金融機関事務センタ等で入力処理を行なった日付を設定してください</p> <p>・「金融機関事務センタ等で入力処理を行なった日付」とあるが、事務センターで受付した日、一括消込→を作成した日、一括消込データを送信した日のどれを想定されているか。 ⇒どの日付でも問題ございません。</p>
○ 14	金融機関処理番号	n8	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関処理日（項目13）における一連番号</li> </ul>	***	<p>・連番である必要があるか ⇒複数の番号でなければ、連番である必要はありません。</p>
15	手数料負担区分	n1	<ul style="list-style-type: none"> <li>OCR情報から読み取り設定</li> <li>‘0’：利用者負担なし</li> <li>‘1’：利用者負担あり</li> </ul>	***	<p>統一QRコードの場合は何をセットするのか？ ⇒「0」：利用者負担なしとなります。 (補足) 統一QRコードの項目番号4-4「料金負担区分」には“2”（加入者負担）がセットされますので、本項目は同じ効果を意味する「0」：利用者負担なしとなります。</p>
16	税目・料金番号	n3	<ul style="list-style-type: none"> <li>オールゼロ</li> </ul>	***	<p>⇒MPNセンターが地方税共同機構へ転送時に設定する (データレコードの収納識別情報のQR情報を読み取り設定)</p>
○ 17	チャネル区分2	an2	<ul style="list-style-type: none"> <li>取り扱いチャネルを設定する。 ・‘スペース’：窓口　‘0 2’：窓口以外（注）</li> </ul>	***	<p>MPN一括伝送ルートでのインターネットバンキング、スマホ収納が許容されるとした場合、セット方法は？ ⇒「02」をセットする。</p>
18	予備	an14	<ul style="list-style-type: none"> <li>スペース</li> </ul>	***	

■サブファイル：トレーラレコード【一括消込データ：地方税、地公料金用】(IF仕様書表5.10.2-4b)

項目番号	項目名	属性	設定内容
1	データ区分	n1	‘1’：トレーラレコード
2	納付金区分	n2	‘0 2’：地方税、地公料金
3	データレコード件数	n8	データレコードの件数
4	収納金合計金額	n13	
5	納付額合計金額	n13	データレコードの合計
6	延滞金合計	n10	予備はオールゼロ
7	予備	n16	
8	他店券金額	n13	データレコードの合計
9	予備	an124	スペース

金額機関からの照会および回答

■エンドレコード【一括消込データ・合計値あり】(IF仕様書表5.10.2-5b)

項目番号	項目名	属性	設定内容
1	データ区分	n1	‘1’：エンドレコード
2	データレコード件数合計	n10	全トレーラレコードのデータレコード件数の合計
3	収納金額合計	n15	全トレーラレコードの収納金額合計の合計
4	予備	an174	スペース

金額機関からの照会および回答

別紙(1) MPN標準帳票における納付書面確認イメージ(カク公はあくまで例示)

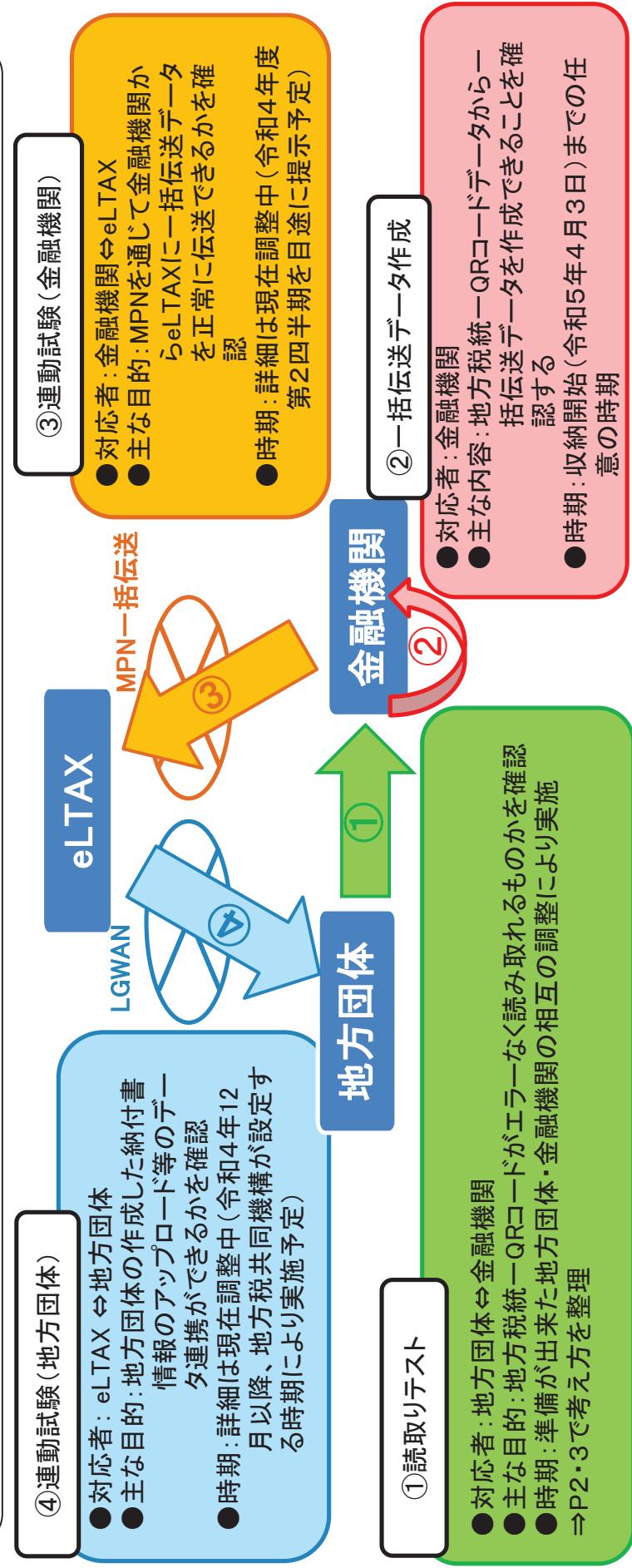
(2) MPN 準拠帳票における納付書面確認イメージ (マル公はあくまで例示)

別紙(3)MPN標準帳票・MPN準拠帳票以外の納付書券面確認イメージ（カク公はあくまで例示）

# 金融機関による地方税統一QRコード 読み取りテストについて

## 金融機関における地方税統一QRコードの各種テストについて

- 金融機関窓口収納においては、地方税統一QRコードを活用した一括伝送による収納開始（令和5年4月3日）に伴い、
    - ①地方税統一QRコードが印刷された納付書を金融機関が読み取り、②そこから抽出した情報を金融機関において一括伝送データにし、③当該データをマルチペイメントネットワーク(MPN)を通じて金融機関からeLTAXに伝送し、④eLTAXから地方団体に納付情報を送信する、といった対応が生じる。
  - 他方、限られたスケジュールのなかで効率的にこれららの確認を行う必要があるため、この一連の流れを一貫して確認するのではなく、①から④について（※）、それぞれの関係者間においてテストを実施する。
  - そのため、①の確認である読み取りテスト前に③や④の運動試験を行う場合（地方団体・金融機関双方）もあるなど、各関係者の準備状況に応じて、制度開始に向けて試験対応を計画しただけが必要があることから、今後の参考までに現時点の各試験の概要と関係性を示す。
- ※ ②の金融機関における一括伝送データ作成は、各金融機関内の確認で完結し、関係者間の調整等は必須ではないことから、対象外とする。



## 金融機関における地方税統一QRコードの読み取りテスト（考え方）

- 地方税統一QRコードが印字された納付書について(は、地方税共同機構が収納事務を委託する金融機関において、指定金融機関先、収納代理金融機機関先等の地方団体の納付書のみならず、全地方団体の納付書を受け付ける。
- この場合、金融機関における読み取りの確実性の観点からは、全金融機関が、全地方団体が発行するQRコード付き納付書について読み取りテストを行うことが望ましいとも考えられるが、物理的・時間的な制約等から現実的ではない。
- このため、各地方団体が規格検討会で定めた条件を満たすQRコードを生成していることを前提に、地方税統一QRコードの読み取りテストについては、次のとおりとする。
  - ・ 各地方団体は、原則指定金融機関(少なくとも1金融機関)に対し、地方税統一QRコード付きの納付書を送付する(送付枚数等は、各金融機関から各地方団体に伝達)。
  - ・ いずれの地方団体の指定金融機関となっていない金融機関は、現在、最も地方税取扱件数の多い地方団体に対し、地方税統一QRコード付きの納付書送付を依頼し、当該地方団体は送付する(送付枚数等は、各金融機関から各地方団体に伝達)。
  - ・ 上記において読み取り可能であることの確認ができた場合、一般的に読み取り可能な納付書であり、また、当該金融機関は他地方団体分も読み取り可能とみななし、その他の金融機関における読み取りテストは不要とする。
  - ・ ただし、地方団体・金融機関の双方が合意する場合において、追加的な読み取りテストを行うことを妨げるものではない。

※ 読取りテストの実施時期等については、地方団体・金融機関間で個別に協議を行うこととする。

## 読み取りテストの手順について(考え方)

- 読み取りテストは、準備が整った地方団体・金融機関間で個別に協議を行い実施するものであるが、制度の安定的な開始の観点から、地方税統一QRコードがエラーなく読み取れることを確認するために最低限必要と考えられるテストの手順や確認の観点について、一例を示す。

### 【参考例①】

1. 地方団体からテスト希望先の金融機関に読み取りテストの実施を依頼・相談。
  2. 金融機関は必要枚数、送付先等を提示、地方団体は納付書の種類を提示の上、時期等を調整し、地方団体から金融機関へ必要枚数分の納付書を送付。なお、地方団体側において、読み取テスト用の地方税統一QRコードのデータについて、以下のようにすることが望ましいと考える。
    - ・ データ項目については極力、実際のものと同様の値を設定する。ただし、難しい場合はダミー値を設定する。
    - ・ CD(チェックディジット:83桁中)及びCRC(JP QR)もMPN・JP QRの仕様に則り実際に計算したものを設定する。
  3. 金融機関においては、受領した納付書に印字された地方税統一QRコードが読み取れるか確認する。
  4. 金融機関は、地方団体に受領した納付書に印字されたQRコードの読み取り可否結果を報告する。
  5. 地方団体は金融機関から読み取り可否結果を受領・確認する。
- 上記は、制度の安定的な開始の観点から最低限必要な確認と考えられるものの一例であることから、手順や確認項目の追加を、各地方団体と金融機関の間で調整することは妨げない。以下、追加の確認項目として考えられる内容の一例を示す。

### 【参考例②（システム上金融機関が対応可能な場合）】

1. ~2. 同上
  3. 金融機関においては、受領した納付書に印字された地方税統一QRコードが読み取可能か確認するとともに、抽出されたデータ項目の情報(83桁情報)や、CD(チェックディジット:83桁中)およびCRC(JP QR)がMPN・JP QRの仕様に則り正しく計算できているか確認する。
  4. 金融機関は、地方団体に抽出結果やCDの計算結果等を報告する。
  5. 地方団体は金融機関から抽出結果の提供を受け、生成時のデータと契合し、その結果(成否)を金融機関に伝達する。
- ※ 生成時のデータは納付書送付時等に合わせて提供しておき、金融機関から六合結果報告してもらう流れとすることも考えられる。

## 今後のスケジュール(想定)

資料 5

**5 年度**

4 年度												
6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
検討会	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)					現在(R4.8) ⑥・（開次開催）		
全体会	★	OR統一料金取りまとめ・公表	★	税制改正	★	法令改正				JPOR認定（夏末）	共通納税システム 対象税目拡大	★
・税務システム仕様調整										運用準備	運用開始	
・基幹税務・令和4年度予算要求										eLTAX との運動試験		
ゆうちょ銀行帳票審査										提出後、ゆうちょ銀行にて様式審査 (通常約1ヶ月程度)		
その他の帳票審査										結果受領後、見本品の提出		
地方法規一QRコード納付書の 作成基準等発出										※様式審査ありの場合 版下原稿等の提出		
MPN地方税部QRコードを利用する 帳票についてのドキュメント公開										※様式審査なしの場合 原本の提出		
GS1-128シンボルによる 標準料金代理収納ガイドライン改訂										MPN地方税部QRコードを利用する 帳票についてのドキュメント公開		
システム開発										各種運動試験		
システム開発										読取りテスト		
・システム仕様調整										※時間等は各地方団体と金融機関において調整		
・共通納税システム スマホ操作 納付対応										システム開発		
eLTAX										事業者の募集 インターネットフェイス 仕様公開		
										システム開発調整 イーター・マイナンバRFID 事業条件等の意見募集		
										契約書類作成開始 契約書類発行準備 (LT/A等事行/MPN)		
金融機関・MPN・ LT/A										□方式 募集期間		
										(1) 運用準備		
										(2) 運用準備		
										運用開始		
										読取りテスト		
										※時間等は各地方団体と金融機関において調整		